

富士川町との

合併協議が始まります

市議会11月定例会で合併協議会設置が決められました。今回は、合併に関するその後の動きについてお知らせします。

合併の基本的な考え方

ことしの7月、富士川町から合併の申し入れを受け、市は8月から10月にかけて合併協議会設立準備会を組織しました。富士川町と事務レベル（総務・財政担当部長で構成）での協議を行い、合併協議に臨む基本的な考え方について左記のように合意しました。ただし、これらのことを正式に決めるのは、あくまで今後開催する合併協議会です。

基本的な考え方	
合併の方式	富士川町の富士市への編入（街の規模の違いから）
合併の期日	平成20年11月1日を目指す（準備期間や合併前後の状況から）
合併後の名称	富士市
市役所の位置	現在の富士市役所の位置
両市町の制度の調整	原則として富士市の制度に統一

※合併後も、現在の富士市の行政サービスの水準を維持し、公平なサービス・公平な負担の原則に立ち、行政格差が生じないように努めます。

合併協議会を設置

『合併協議会』とは、市町村の合併についてその是非を含め、さまざまな事項を正式に協議する場です。

この協議会は「地方自治法」及び「合併新法」に基づき設置するもので、1〜2か月に1度開催し、合併に関するあらゆることを協議します。

委員は、市長、町長、議員のほか、町内会・経済界・教育界などから選出される20名によって構成され、会長には富士市長が就任します。

合併する市町の円滑な運営と均衡ある発展を図るため、合併後10年間の「合併市町基本計画」を策定し、最終的には協議内容を「合併協定書」にまとめ、両市町へ提示します。

この協議会での協議内容や提供された主な資料などは、毎回「協議会だより」として全世界帯へ配布するほか、協議会のホームページなどを通じて皆さんに情報提供していきます。

合併協議会は、手続を行えばどなたでも傍聴できます。

第1回合併協議会

と き

12月22日（金）10:00～

と ころ

ロゼシアター 3階レセプションホール

傍聴定員 50人（先着順）

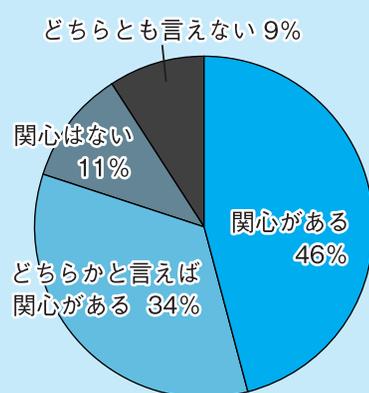
傍聴方法

傍聴を希望する人は、開催予定時刻の15分前までに受付で所定の手続を済ませてください。傍聴券を交付します。

合併に関するアンケート結果

市は、9〜10月にかけて、富士川町との合併に関する説明会を市内全24地区で開催し、836人が出席しました。その際、合併に関するアンケート調査を行い、807人から回答をいただきました。アンケートについて詳しくは、富士市ホームページをごらんください。

◎ あなたは、富士川町との合併について関心がありますか



◎ あなたは、富士川町との合併についてどのように考えますか

